

枚方市地域包括支援センター包括的支援事業運営方針

[平成 26 年 3 月 13 日策定]

1. 目的

この方針は、枚方市の地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基本的な事項を定めることにより、枚方市における当該事業の充実した実施を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とします。

2. 基本方針

(1) 地域の高齢者の実態把握

高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況等の実態を見極め、支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげていくとともに、高齢者の総合相談窓口としてかかわりを持つ個別ケースへの対応を通して地域課題を把握していきます。

(2) 地域におけるネットワークの構築

地域内の社会資源を把握し、有機的に組み合わせることにより、個々の高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉等の様々なサービスが適切に提供できる体制を構築するとともに、地域のネットワークを充実・強化するため、地域住民への周知・広報、関係機関への総合的な支援を行います。

(3) 介護予防事業の推進

基本チェックリストの活用等による高齢者の健康実態の把握を進めます。地域住民が参加しやすい身近な場所で、地域との連携のもと健康づくりや仲間づくりに資する事業を開催し、住み慣れた地域で高齢者が健康で生き生きとした生活を継続することができるよう支援を行います。

(4) 権利擁護に関する連携・支援

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送るために、困難な状況に陥った高齢者に対しては、専門的・継続的な視点からの救済・支援の手を差し伸べなければなりません。枚方市の老人福祉担当と緊密な連携をとりながら、高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとともに、常日頃から早期発見、発生予防に取り組みます。認知症高齢者の支援について、家族や地域住民等を含めた包括的な支援を推進します。

(5) 包括的・継続的なケアマネジメントの支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるため、利用者一人ひとりについて主治医や介護支援専門員などの様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続

的にフォローアップしていく必要があります。自立支援に資するケアマネジメント支援を目指し、介護支援専門員に対する日常的な指導・バックアップ、医療機関や地域の関係機関との連携などの体制構築に取り組んでいきます。

3. 具体的な取組事項

- (1) 地域の高齢者の実態把握
 - ・地域ネットワークと連携して実施する実態把握
 - ・必要に応じた高齢者世帯への訪問などアウトリーチの実施
- (2) 地域におけるネットワークの構築
 - ・個別ケース地域ケア会議・小学校区（日常生活圏域）地域ケア会議の開催
 - ・地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
 - ・多機関との連携体制の構築
 - ・地域の社会資源の把握と地域住民への周知・広報
- (3) 介護予防事業の推進
 - ・地域ネットワークの活用や基本チェックリストの一斉送信等を通じた二次予防事業対象者の早期発見・早期対応
 - ・地域と連携した介護予防教室などの積極的な開催
- (4) 権利擁護に関する連携・支援
 - ・認知症高齢者及びその家族への支援
 - ・成年後見制度の普及啓発及び申立ての支援
 - ・高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援
 - ・高齢者虐待・消費者被害等の早期発見・発生予防の取組
- (5) 包括的・継続的なケアマネジメントの支援
 - ・介護支援専門員に対する相談・支援の実施
 - ・介護保険事業者間（介護支援専門員や居宅サービス事業者）のネットワークの構築
 - ・医療と介護の連携体制の構築

4. 運営方法

地域包括支援センターは、厚生労働省老健局の定める要綱及び通知等、『地域包括支援センター業務マニュアル』及び『地域ケア会議運営マニュアル』（一般財団法人長寿社会開発センター発行）並びに地域包括支援センター包括的支援事業委託契約書及び仕様書に基づき包括的支援業務を行います。

また、枚方市地域包括支援センター運営等審議会の関与により、適正かつ公正・中立な運営を行います。